

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、品質・コスト・納期において、お客様の発展に寄与し、信頼を獲得することを通じて、株主価値を増大させるとともに、株主の皆様、仕入先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を構築することにあります。そのため、経営に関する正確かつ迅速な情報収集・意思決定、業務執行に関する透明性・効率性の確保に向けた経営管理体制の構築と適切な運営に意を用いております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社株主における機関投資家や海外投資家の比率は増加傾向にあるものの、議決権電子行使プラットフォームの導入については、現状では費用対効果が低いことから導入を見送っておりますが、今後皆様のご意見・ご要望、必要な費用等を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳を引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

後継者の計画につきましては、経営戦略等を踏まえた経営幹部の能力開発、執行役員等への登用、業務執行状況の監督等への関与を通じて、次世代人材の育成を進めております。

【補充原則4-3-1 取締役会による経営陣幹部の選任・解任】

当社は指名委員会等設置会社ではありませんが、監査等委員を含む取締役の選任、執行役員の選任に当たっては、各取締役が互いに、取締役会への出席頻度、発言回数、発言内容、業績への貢献度等を総合的に勘案することで、公正な視点から、取締役候補者及び執行役員の選任を行っております。また、取締役候補者については、取締役会において監査等委員である取締役が監査等委員会で審議した結果について意見する手続きをとっております。

【補充原則4-10-1 独立取締役の適切な関与・助言】

報酬の決定に当たっては、株主総会で決議された報酬の枠内により社外取締役が出席する取締役会で決議しております。そのため、社外取締役が適切に関与する仕組みとなっていることから、現時点で諮問委員会等の機関を設置することは考えておりませんが、今後の経営環境の変化により、諮問委員会等の設置が必要と判断した場合には検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性】

独立社外取締役を含む取締役の取締役会出席の確保、決議事項に関する十分な事前説明及び審議時間の確保、決議事項の審議漏れ防止等に留意するとともに、監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の実効性は確保できていると考えておりますが、実効性に関する評価・分析につきましては、監査等委員会の活用を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

<政策保有に関する方針>

当社は、取引関係の維持・強化等を目的に政策保有株式として取引先の株式を保有しています。

主要な政策保有については、上記方針と合致しているかどうか、毎年、取締役会で説明をいたします。政策保有株式に係る議決権の行使については、議案を精査し、企業価値の向上に資するものかという観点から判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

利益相反取引、競業取引については、取締役会規程において、取締役会決議事項と定め、会社や株主の共同の利益を害することがないように適切に監視を行っています。なお、関連当事者間の取引が発生した場合は、関連法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページに「社是」「経営理念」「中期経営計画」を掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針>

1. 基本的な考え方

品質・コスト・納期において、お客様の発展に寄与し、信頼を獲得することを通じて、株主価値を増大させるとともに、株主の皆様、仕入れ先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を構築することにあります。そのため、経営に関する正確かつ迅速な情報収集・意思決定、業務執行に関する透明性・効率性の確保に向けた経営管理体制の構築と適切な運営に意を用いております。

2. 基本方針

- 1)株主の権利・平等性の確保に努める。
- 2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- 3)適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- 4)透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努める。
- 5)株主との建設的対話に努める。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

監査等委員会設置会社への移行にあたり、社外取締役の提言のもと、監査等委員である取締役を除く取締役、監査等委員である取締役の報酬総額の限度額をそれぞれ設定するとともに報酬水準の見直し、株式報酬等のインセンティブ導入を株主総会決議等により図りました。監査等委員である取締役を除く取締役につきましては、会社業績、同業他社比較、従業員給与水準、取締役の管掌業務等総合的に勘案して、監査等委員である取締役を除く取締役の協議、監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役候補指名に当たっての方針と手続

取締役候補者については、経営理念、今後の事業展開等に基づき持続的な企業価値の向上を可能とする知見および実績を有することを選任方針とし、取締役会において審議の上、決定しております。監査等委員である取締役については、役割に応じた必要な能力、経験を有することを選任方針とし、監査等委員会の同意を得て、取締役会において審議の上、決定いたします。

(v) 経営陣幹部と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の個々の選任にあたっての説明は、当社ホームページに掲載しております「株主総会招集ご通知」をご覧ください。

[補充原則4-1-1 取締役会の経営陣への委任の範囲]

取締役会の決議が必要な項目としては、(1)法令に定める事項、(2)定款に定める事項、(3)その他取締役会規程に定める事項があり、経営陣の執行権限については、「職務権限規定」、「関連会社管理規定」及び「稟議・申請規定」において明確にしております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、平成29年6月総会をもって監査等委員会設置会社に移行するとともに、7名の取締役中3名の独立社外取締役（監査等委員）を選任いたしました。社外取締役につきましては、各取締役の知見経験等に基づいて、当社経営に対して独立した立場から、助言提言をいただいております。なお、3名の独立社外取締役は、東京証券取引所に独立社外役員として届出済みです。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は独立社外取締役選任にあたり、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者の中から、当社経営への助言・提言及び監督機能を発揮するために必要な知見経験、高い見識を有する方を候補者として選任しております。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役選任の方針・手続]

当社は、自動車機器、電子機器の広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業分野および管理部門等に精通し、経営の意思決定を迅速に行うことができる社内出身の取締役と、多様な視点から企業価値向上やガバナンスの充実について意見を述べ問題提起を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、迅速な意思決定を可能とする員数での取締役会構成としております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

監査等委員である取締役を含む取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて毎年開示しております。なお、社外取締役は上場会社の役員は兼任しておらず、業務に専念できる体制となっています。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

監査等委員である取締役を含む取締役に対して、その役割を果たす上で必要なトレーニングの機会を継続的に提供します。特に社内役員に対しては、法令順守、会社法やコーポレートガバナンスに関する知識、企業価値向上に有用な知識等について研修を実施します。社外取締役に対しては、就任に際して当社グループの概況に関する説明を実施します。

[原則5-1 株主との建設的対話に関する方針]

当社はIR担当部門を設置し、株主との対話については、「株主との対話に関する方針」を作成し、この方針により、タイムリーに情報を開示すると共に、投資家、株主からのご質問についても対応しております。

<株主との対話に関する方針>

1. 株主との対話についてIRを担当する部門にて行っており、IR担当役員が統括しています。
2. 株主との対話を補助する体制として、IR担当部門と有機的な連携をとる財務経理部、総務部、法務部等が存在しています。これら各部門が連携して情報を共有化して資料作成し、タイムリーに株主に情報を開示しています。
3. 個別面談以外の対話の手段として、ホームページにお問い合わせ欄を設け、株主と対話できるようにしています。
4. 対話において把握された株主の意見等については、その都度、IR担当役員及び関係部門に報告します。さらに必要に応じて、取締役会へ報告等をいたします。
5. 対話に際してのインサイダー情報の管理については、当社グローバルポリシーに則り、厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	200,058	10.93
池永重彦	182,725	9.99
ダイヤモンド電機取引先持株会	160,000	8.74
池永辰朗	128,700	7.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	102,400	5.60
豊栄産業株式会社	77,500	4.24
池永悦治	54,200	2.96
ダイヤモンド電機社員持株会	52,057	2.84
第一生命保険株式会社	48,000	2.62
株式会社三井住友銀行	40,120	2.19

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 多佳志	その他											
岡本 岳	弁護士											
古川 雅和	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 多佳志	○	○	----	同氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただける事を期待して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。
岡本 岳	○	○	----	同氏は、これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただける事を期待して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。

古川 雅和	○	○	同氏は、平成15年6月まで当社の取引先金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、業務執行から離れて10年以上が経過しております。また、同行と当社の取引について、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行への借入依存度及び当社株式保有比率は他行に比べ突出しておりません。よって、当社の意思決定に対し、同氏が出身会社の意向により著しい影響をおよぼす可能性はないと考えております。	同氏は、これまでの銀行において長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見、経営に関する高い見識と監督能力を、社外取締役として適切に遂行していただけると判断して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。
-------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び評価については、監査等委員である取締役の意見を尊重するなど、取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任し、期中及び期末の会計処理に関する監査を受け、適正な会計処理に努めております。監査等委員会に監査部門を統括させることにより、日常の監査活動における綿密な連携を保つとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告・指示することができる体制としております。また、随時、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。なお、平成30年6月22日の第79期定時株主総会終結の時をもって、有限責任あずさ監査法人は任期満了により退任し、新たに仰星監査法人を会計監査人として選任し承諾を得ております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして毎年800個を上限として付与すること及び、代表取締役に対し、株式報酬として自己株式を毎年7,200株を付与することを取締役会にて決議しております。なお、上記株式の付与は、平成29年6月23日開催の第78期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とする報酬額の内枠の報酬となります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役、委任型執行役員に対し、業績向上へのインセティブを与えることを目的としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期において取締役および監査役に支払った報酬

取締役(監査等委員を除く。) 94百万円(基本報酬79百万円 ストックオプション15百万円)

取締役監査等委員(社外取締役を除く。) 14百万円(基本報酬11百万円 ストックオプション2百万円)

監査役(社外監査役を除く。) 2百万円(基本報酬2百万円)

社外役員 20百万円(基本報酬20百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で会社業績、同業他社比較、従業員給与水準、取締役の管掌業務等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役を除く(取締役の協議、監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、平成29年6月23日開催の第78期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とすることが決議されました。また、同株主総会において、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。)に対して新たに株式報酬型ストックオプションを、代表取締役に対して株式報酬として自己株式7,200株を毎年、上記報酬額の内枠の報酬として付与することとなりました。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役の専属スタッフとして、特定の組織を有しておりませんが、社外取締役につきましては、取締役会を通じ、必要に応じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制

1. 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に規定されている取締役会及び監査等委員会による統制を基本として、経営管理機能の強化、効率性の確保に向け、以下の仕組みを構築しております。

(1) 取締役会

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成される定例取締役会を原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会をそれぞれ開催し、経営戦略等重要事項等に関する討議、決定を行うと共に、業務執行状況の監督、年間計画進捗状況の確認等を通して、企業統治の適切な運営に努めております。

なお、取締役会の活性化と経営の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(2) 執行役員会

取締役会が担う経営の意思決定と業務執行の役割を分離し、執行役員は取締役会にて決定される経営戦略に基づく業務執行を担っております。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成され、監査等委員である取締役は監査等委員会で定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会・重要な会議等に出席し、経営の適法性・透明性について意思決定の適法性の観点から発言を行うとともに、妥当性の観点から取締役の業務執行状況を監査しております。

(4) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に関して有限責任 監査法人を選任しており、法令に基づく適正な会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に携わる同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は下記のとおりであります。なお、平成30年6月22日の第79期定時株主総会終結の時をもって、有限責任 監査法人は任期満了により退任し、新たに仰星監査法人を会計監査人として選任し承諾を得ております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 竹内 毅(継続監査年数1年)

指定有限責任社員・業務執行社員 堀内 計尚(継続監査年数6年)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、その他 21名

なお、主要な海外子会社につきましては、KPMG等による会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の活性化と迅速な意思決定、執行責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、業務の執行状況をタイムリーに把握するため執行役員会を毎月開催し、必要に応じて臨時執行役員会を開催することとしております。当社企業集団全体のガバナンス機能を高めるため、当社取締役及び執行役員が子会社社長を含む取締役を兼務する体制としております。なお、経営の意思決定及び執行役員の業務執行を管理監督する取締役会に対して、外部からの経営チェック機能の観点から社外取締役を含む監査等委員による監査が実施されることから、監査等委員会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（開催日の2週間前）より早期に発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	今期の定時株主総会は、第1集中日以外の日程で開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当窓口を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念と経営計画書を全社員に配布し、輪読することで企業倫理規範の実践に取り組んでおります。また、内部通報窓口の連絡先を記載したカードを全社員に配布し、説明会を開催して内部通報システムを周知するとともに、必要に応じてコンプライアンス研修を行っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001の認証を取得しており、これに基づく製品開発、生産活動等環境保全活動に意を用いております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

Ⅰ. 内部統制システムの整備の状況

①内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、その実効性を確保するための体制の整備及び継続的な改善を行っております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査する。

2) 当社及び当社子会社の社是並びに経営理念及び経営計画書を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社内及び各拠点で周知を図り、グループ横断的に企業倫理規範の実践に取り組む。

3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、コンプライアンス規定を作成し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、内部通報規程を作成し、当社及び当社子会社の従業員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めるところにより、不正行為等の早期発見と是正を図る。

4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行う。

5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。

6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理（電磁的記録を含む）につき、稟議・申請規定及び文書管理規定に従い、適切に処理する。

2) 情報管理規定に基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、電子情報セキュリティに関する規定を作成し、情報を適切に管理及び保管することで、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

3) 取締役、監査等委員会及び内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスク管理規定を制定する。それに基づき、リスクに関する把握・分析・対応方法について文書化し、定期的な見直しを行う。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 定例取締役会を毎月開催する。また、中期計画及び年度方針について進捗管理するために、子会社及び各拠点から月次報告や週間報告書で状況を報告する。

2) 委任型執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。

3) 取締役会規程や執行役員会規定の改正により、経営と業務執行を分離する執行役員制を強化する。また、職務権限規定の見直しにより、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。

4) 関係会社管理規程及び職務権限規定に基づき、当社子会社においても職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 経営理念及び経営計画に沿って子会社関連の基準類の見直しを行う。

2) 当社事業に関して、年度計画を定め、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。また、全拠点に対して業務監査を実施する。

3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。関係会社管理規程に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、社内規定に基づき、監査等委員会付スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取締役会からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

7. 当社及び当社子会社の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1) 監査等委員会は、定期的、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。

2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。

- 3) 取締役会のほか重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類等をいつでも閲覧できるものとする。
- 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、内部監査部門・会計監査人から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常のかつ機動的な連携を図ることで、内部監査部門・会計監査人と緊密な連携が保持される体制を整備する。

②リスク管理体制の整備の状況

グローバル化の進展に伴って、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスク管理規定を制定してリスクを特定し、その下で個別のリスクに関する把握・分析・対応方法について文書化するとともに、定期的な見直しを行っております。当社は、平成25年7月の米国独占禁止法違反をうけて、社外取締役の選任及び増員、執行役員制度の見直し、情報伝達体制の見直し等を骨子とする経営体制の再構築を行うとともに、コンプライアンス全般を所轄する法務部の設置、ITシステムの活用を含めた管理制度の整備、内部通報制度に関する外部通報窓口の設置、各種研修の拡充を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) コンプライアンス規定、企業行動指針、社員行動指針において、法令遵守、反社会勢力排除に向けた姿勢を明示して周知徹底を図っております。
- 2) 統括対応部署を総務部として大阪府企業防衛対策協議会に加盟し、警察・関連行政機関等からの情報収集を行うとともに、不当要求を受けた場合に備え迅速に対処できる社内体制の整備を整備を進めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



